

# 大深度地下をめぐる最近の状況

～大深度地下使用制度の概要～

～使用認可処分事業等の概要～

平成25年1月23日

国土交通省 都市局  
都市政策課 大深度地下利用企画室

1

## 1. 大深度地下使用制度の概要

### ○ 法の目的(第1条)

公共の利益となる一定の事業に係る大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図る。

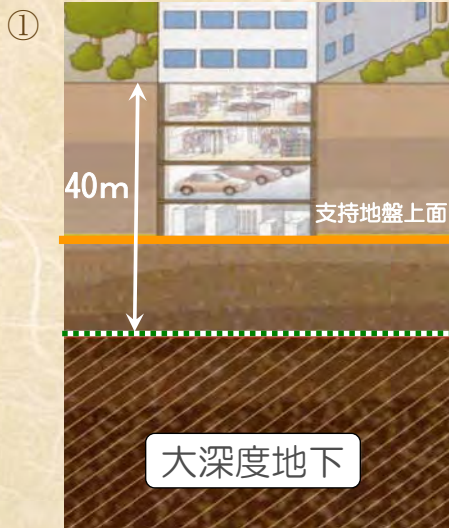
2

# ○ 大深度地下の定義(第2条)

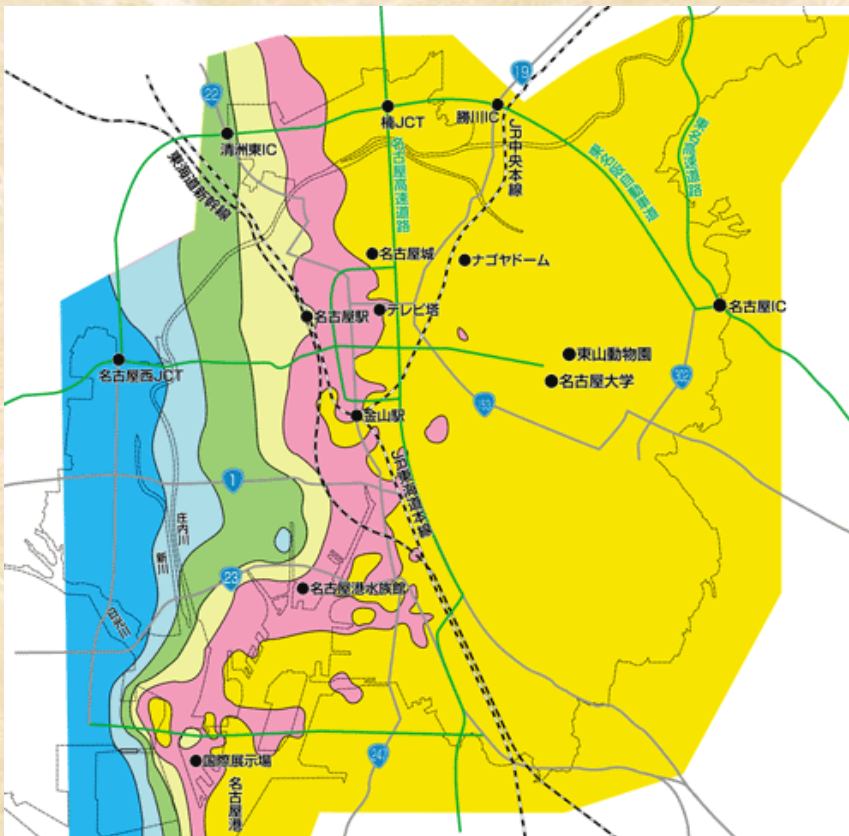
①または②のいずれか深い方の深さ以深の地下

① 地下室の建設のための利用が通常行われない深さ  
(地下40m以深)

② 建築物の基礎杭の設置のための利用が通常行われない  
深さ(支持地盤上面から10m以深)



## (参考) 大深度地下マップ



大深度地下マップ  
(名古屋版)

凡例  
大深度地下の深さ  
(地表面(G.L.)からの深さ(m))

40m
40~50m
50~60m
60~70m
70~80m
80m~



## ○ 対象地域及び対象事業

- 対象地域(第3条、施行令別表第一)  
首都圏、近畿圏、中部圏の三大都市圏
- 対象事業(第4条)  
道路、河川、鉄道、通信、ライフライン等  
公共の利益となる事業

5

(参考)



※大深度地下使用法制定時における、中部圏開発整備法に規定する都市整備区域の区域内にある市町村の区域

H25. 1. 1現在

6



## ○ 大深度地下の適正かつ合理的な利用の確保

### (1) 大深度地下の公共的使用に関する

#### 基本方針の策定（第6条）

⇒ 平成13年4月3日 閣議決定

### (2) 大深度地下使用協議会の設置

#### （第7条）

⇒ 平成13年5月 設置

### (3) 事前の事業間調整

#### （第12条）

7

## 大深度地下使用協議会の設置(第7条)について

公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、対象地域（首都圏、近畿圏、中部圏）ごとに、国の関係行政機関及び関係都道府県により、大深度地下使用協議会を組織する。

### 【大深度地下使用協議会の活用(基本方針)】

＜協議会(運営:国土交通省地方整備局)＞

大深度地下使用協議会については、定期的開催することにより、大深度地下利用に関する情報収集の充実を図るとともに、必要に応じて事業者、関係市町村等に対する協議会への出席、資料提供、説明等必要な協力を求める等、早い段階から個別事業に関する情報交換、個別事業間の調整を行うこととする。

また、関係事業者及び学識経験者の意見を十分に聴く等、適切な運用が行われるよう努めることとするとともに、広く一般への公開に努めるものとする。

＜事業を所管する行政機関＞

(法四条各号に掲げる)事業を所管する行政機関は、事業者から、将来の大深度地下利用に関する構想・計画を調査し、大深度地下使用協議会等を活用してとりまとめ・公表する等、必要な情報収集・公開に努めるものとする。

＜事業者＞

事業者は、事業を実施する場合には、構想段階等の早い段階から、他の事業者との間で、事業区域の位置、事業の共同化等について、適切な調整を行うこと等により、施設の特性に応じた適切な配置、共同化等の効率的な空間利用を図り、適正かつ計画的な利用を確保することが必要である。

8



## ○ 使用認可権者(第11条)

### (1) 国土交通大臣

- ①複数の都道府県にわたる広域的な事業
- ②国又は都道府県が事業者となる事業

### (2) 都道府県知事

(上記以外の場合)

9

## ○ 補償手続(第37条)

大深度地下は、通常、補償すべき損失が発生しない空間と考えられている。

⇒ 事前補償なしで使用権を設定

ただし、

- ・ 補償すべき具体的な損失がある場合には  
1年以内に事業者に対して請求
- ・ 井戸等の既存物件に対しては事前補償

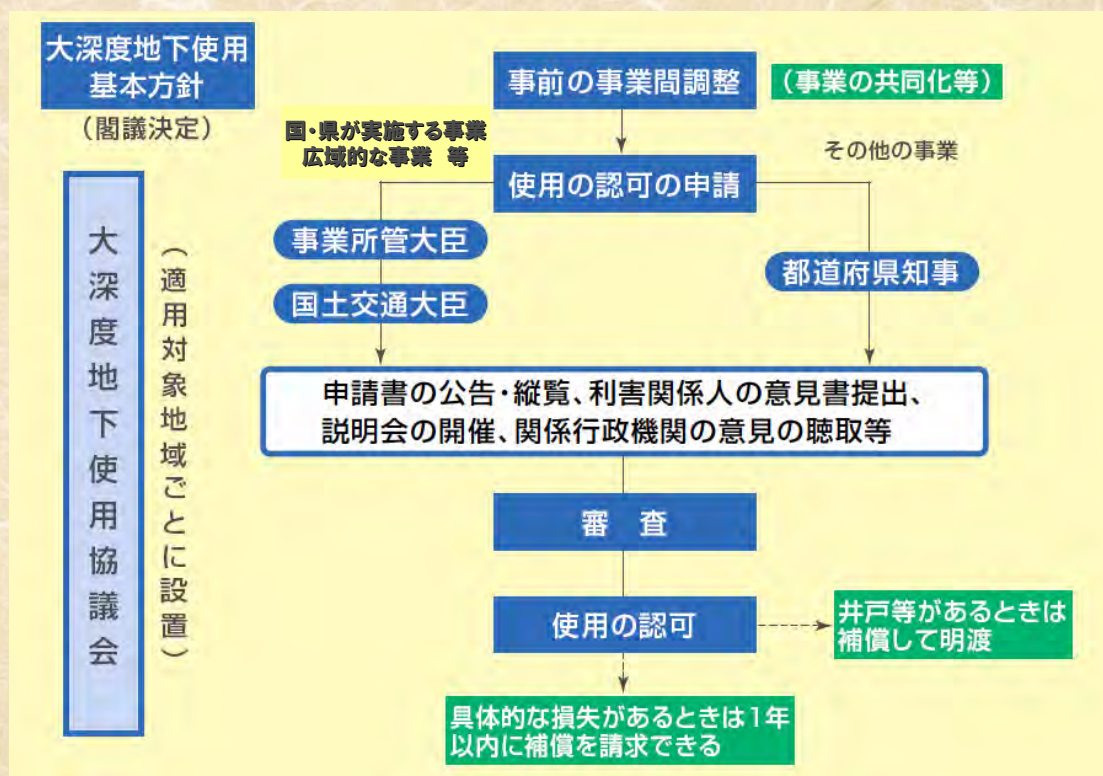
10

## ○ 大深度地下使用法のメリット

- (1) 公共の利益となる事業を円滑に実施
- (2) 理想的なルート設定が可能
- (3) 防災、騒音・振動の減少、景観保護
- (4) ライフライン等の安全性の向上

11

## ○ 大深度地下の使用の認可の主な手続きの流れ



12



## 2. 使用認可処分事業等の概要

- 神戸市大容量送水管整備事業  
(使用認可処分)
- 東京外かく環状道路(東名高速～関越道間)  
(事業間調整終了)

13

## 神戸市大容量送水管整備事業

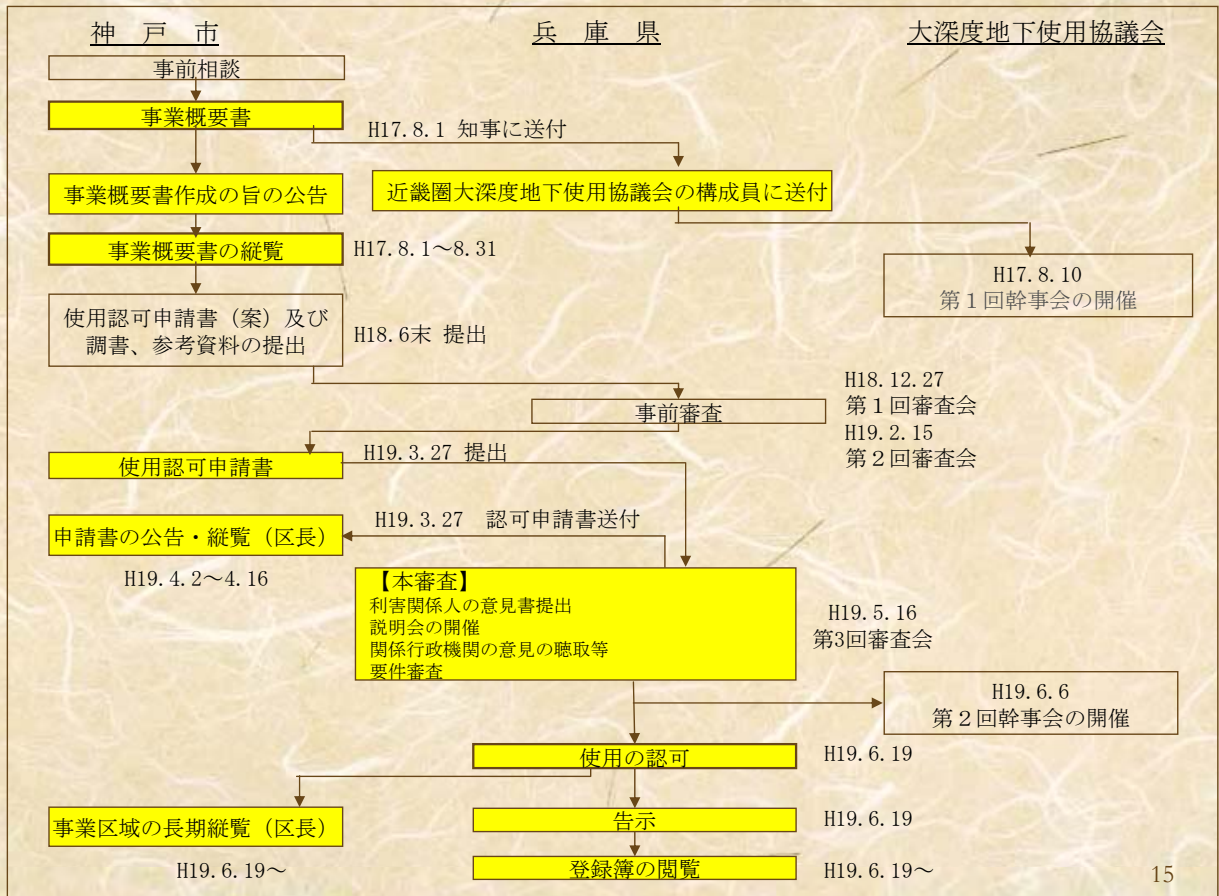
### ○ 使用認可の主な手続きの流れ

- |                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| ・平成17年8月 1日     | 事業概要書の送付(神戸市)                    |
| ・平成17年8月 1日～31日 | 事業概要書の公告・縦覧(神戸市)                 |
| ・平成17年8月10日     | 近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催<br>(近畿地方整備局) |
| ・平成19年3月27日     | 使用認可申請書の提出(神戸市)                  |
| ・平成19年4月 2日～16日 | 使用認可申請書の公告・縦覧(神戸市)               |
| ・平成19年5月16日     | 大深度地下使用審査会の開催(兵庫県)               |
| ・平成19年6月 6日     | 近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催<br>(近畿地方整備局) |
| ・平成19年6月19日     | 大深度地下の使用の認可・公告(兵庫県)              |
| ・平成19年6月19日～    | 大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧<br>(兵庫県)   |
|                 | 事業区域を表示する図面の長期縦覧(神戸市)            |

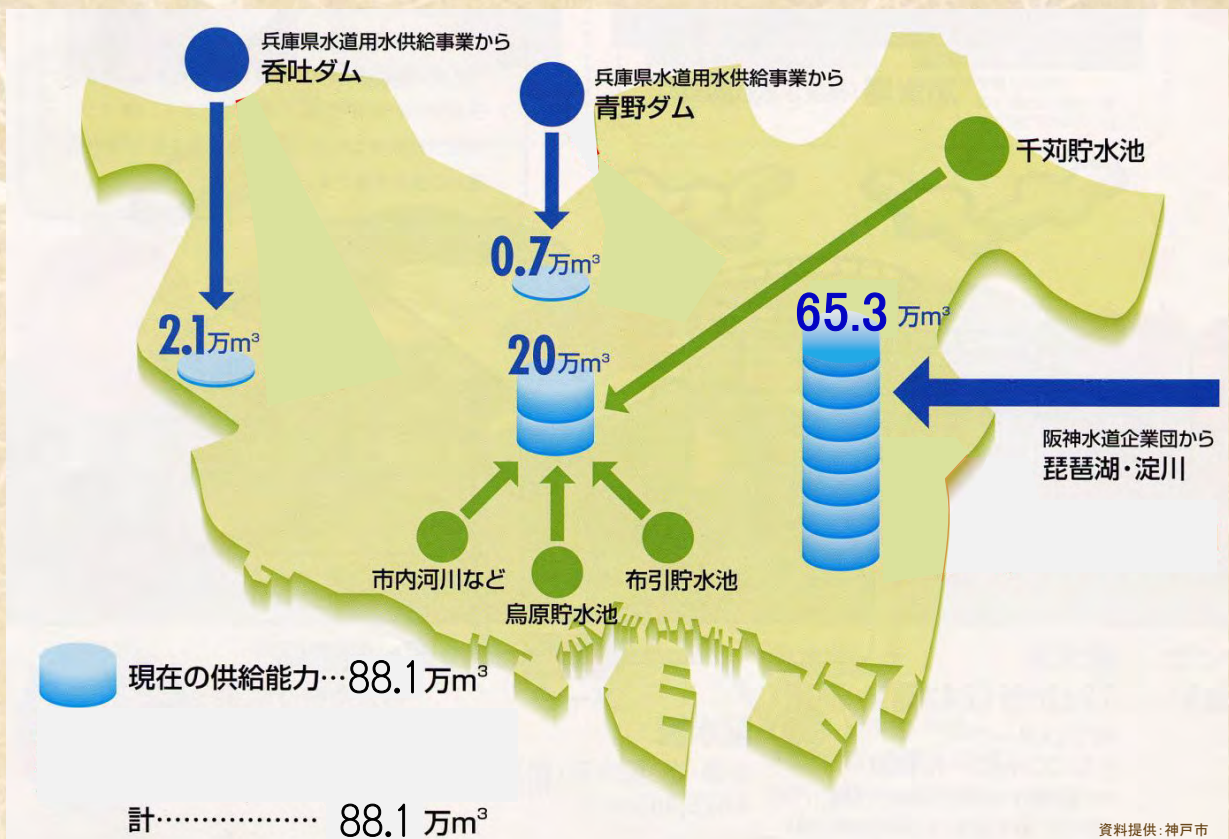
14



## 神戸市大容量送水管整備事業における認可手続きの流れ

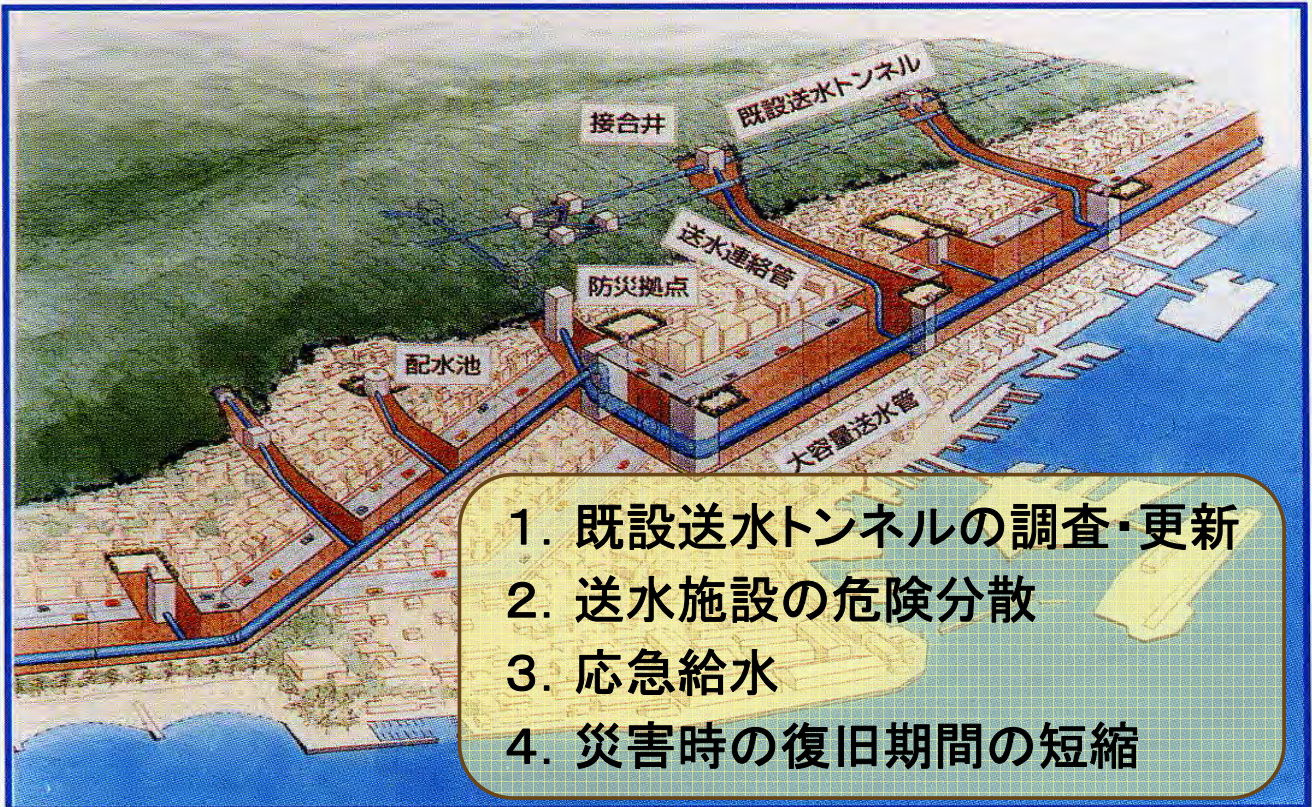


## ○ 神戸市の水源(H24.1現在)





# ○ 大容量送水管の主な機能



資料提供: 神戸市  
17

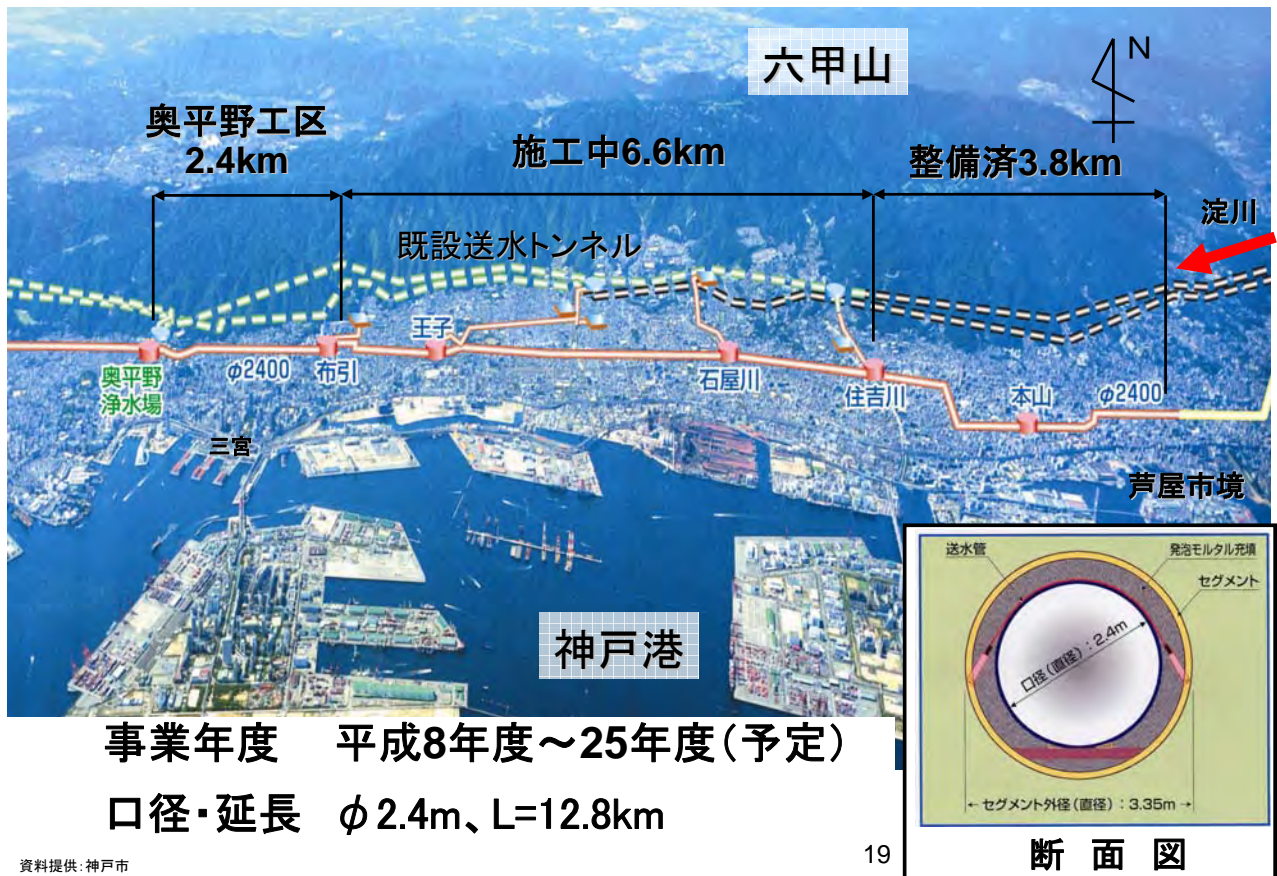
# ○ ルートの概要図



資料提供: 神戸市



# ○ 大容量送水管整備事業位置図



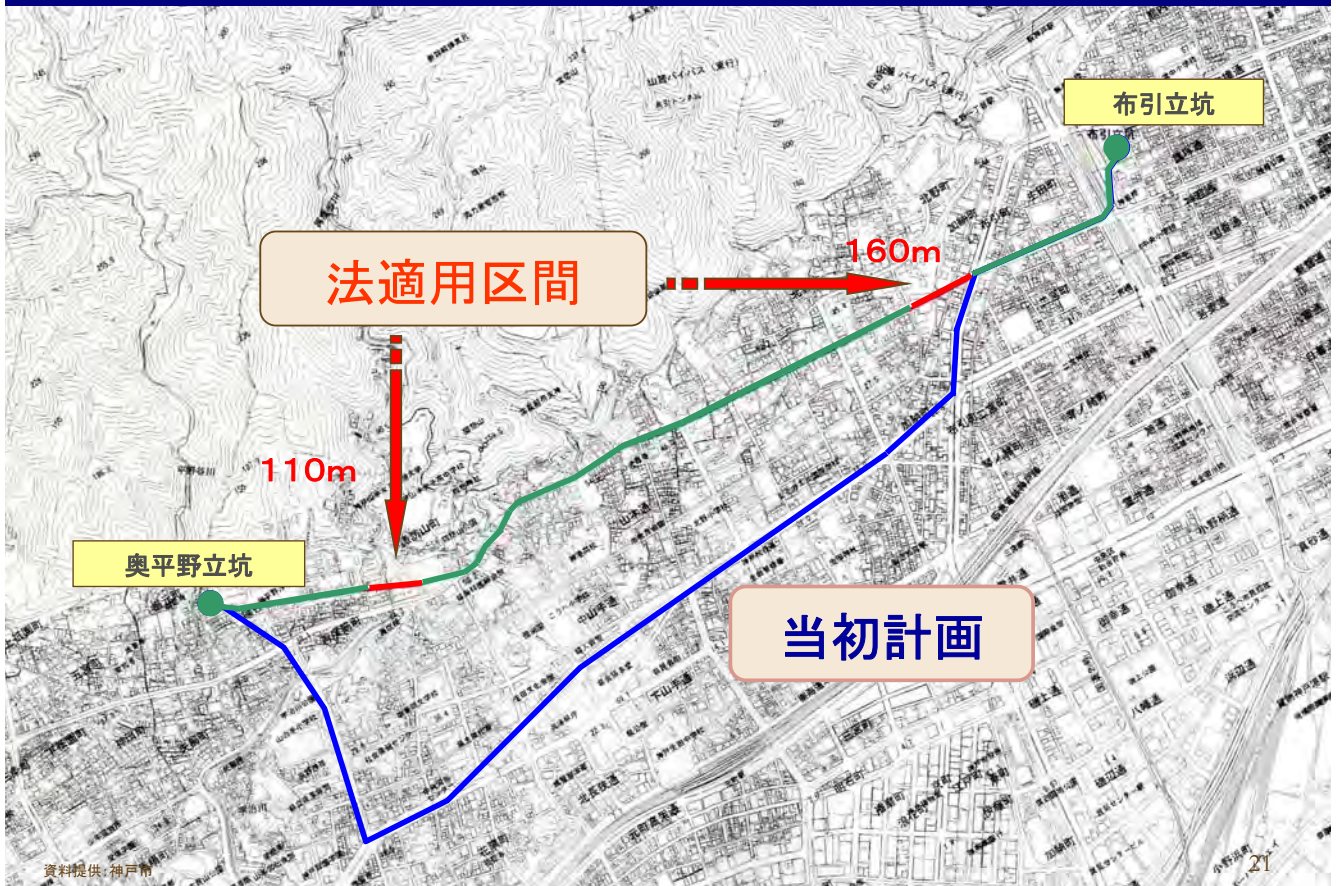
19

## 大容量送水管事業概要 (芦屋市境 ~ 奥平野浄水場)

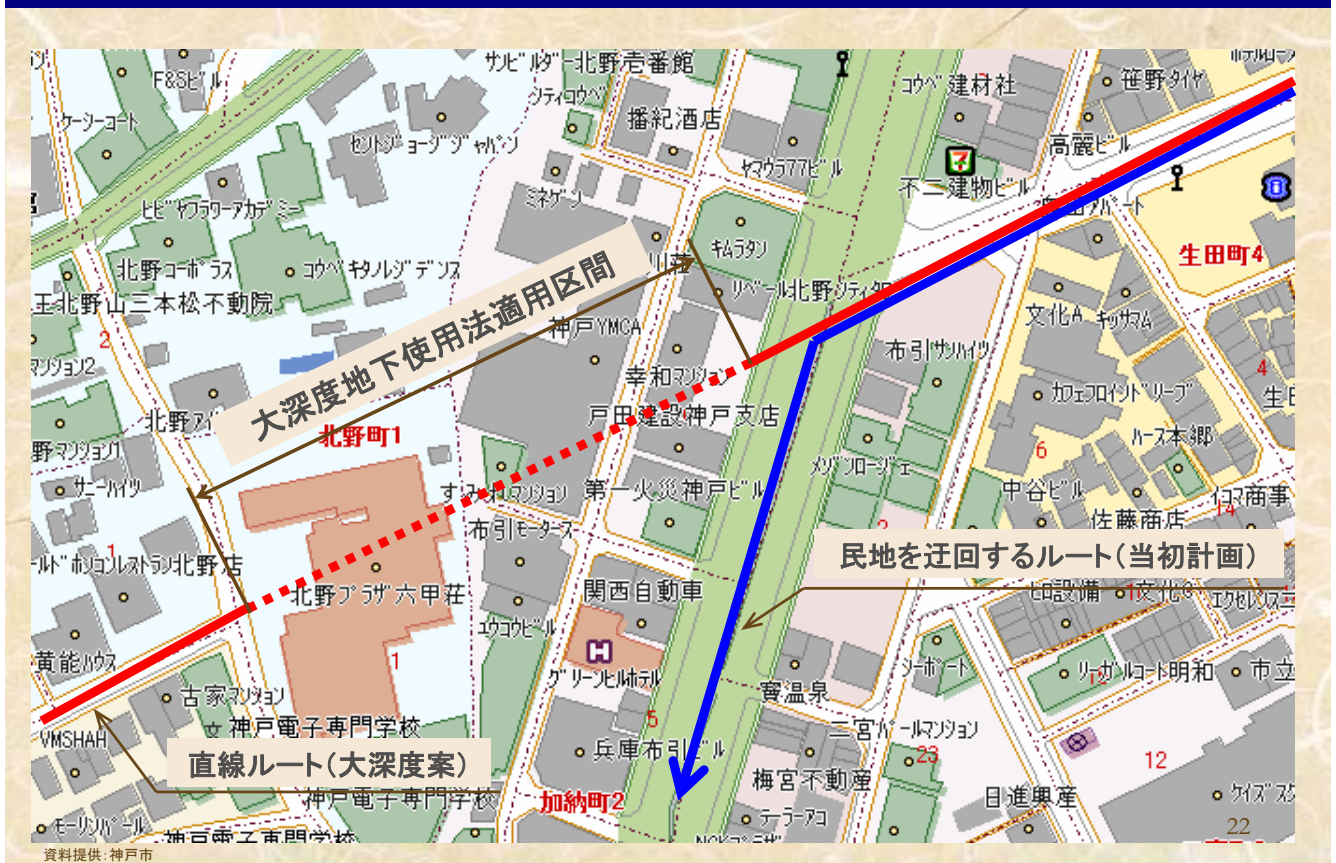
本線延長	12.8km
口径(直径)	2.4m
計画送水能力	1日最大40万 $m^3$
事業費	370億円
工期	平成8年度～25年度(予定)
貯留能力	59,000 $m^3$



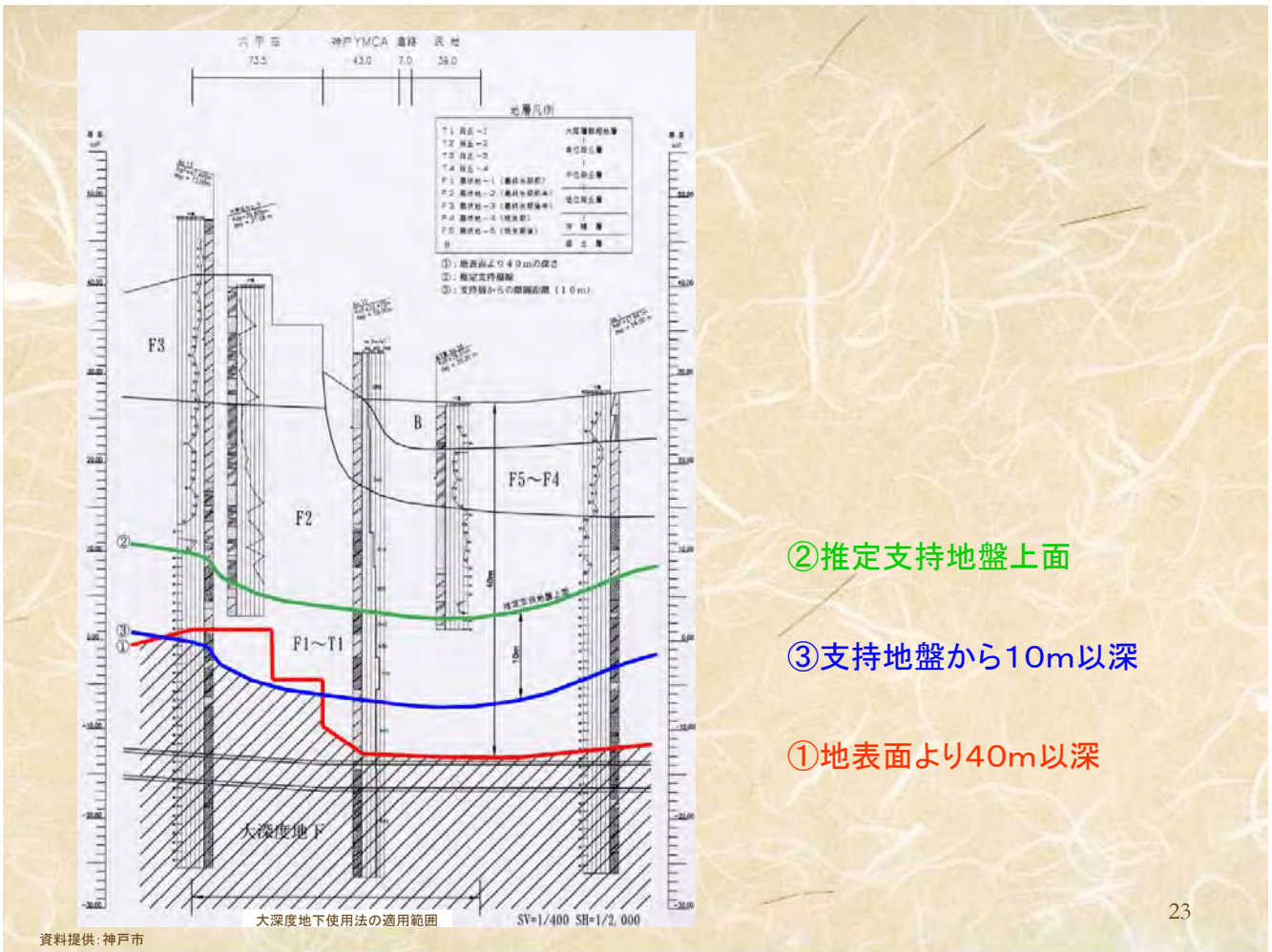
# ○ 大深度地下使用法適用区間



# 大深度地下使用法適用区間(東側)





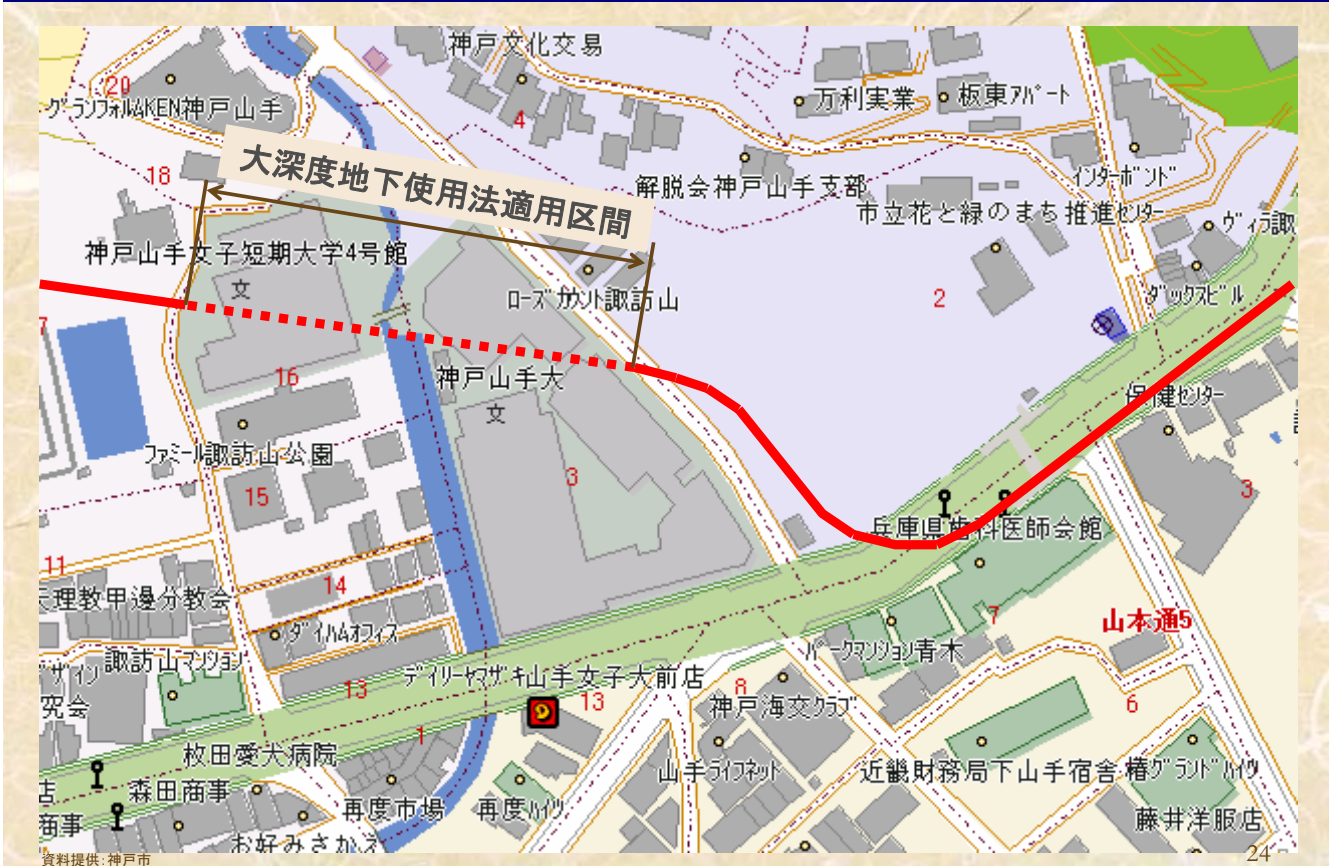


②推定支持地盤上面

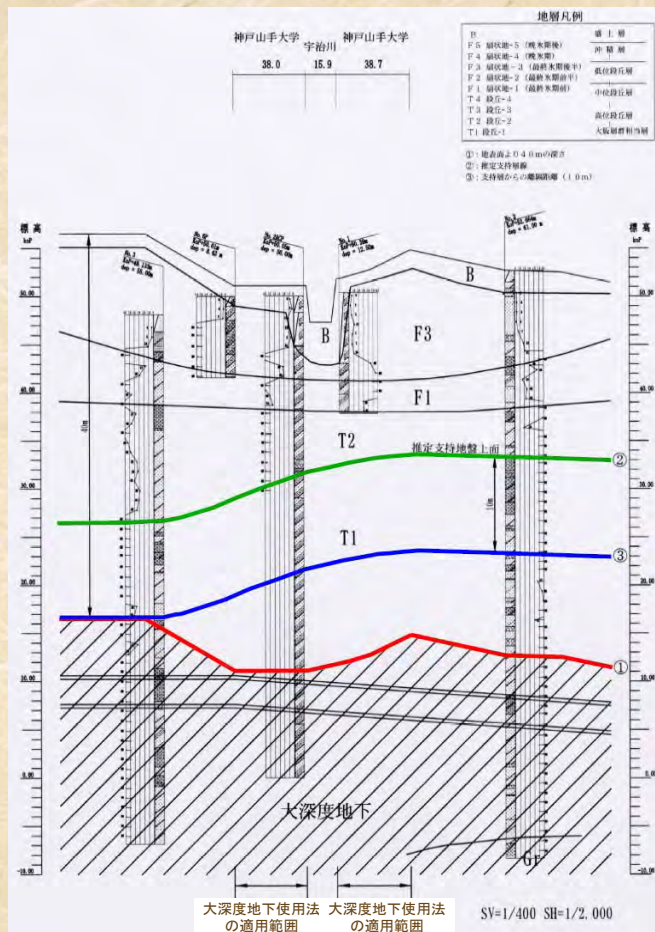
③支持地盤から10m以深

①地表面より40m以深

## 大深度地下使用法適用区間(西側)







②推定支持地盤上面

③支持地盤から10m以深

①地表面より40m以深

資料提供:神戸市

25

## 現場写真(奥平野工区)

一次覆工



写真提供:神戸市



立坑付近坑口

26



# ○ 大深度地下使用法適用によるメリット

(前提)

本工区は、神戸市営地下鉄、新神戸トンネルを下越す必要から、もともと深い線形をとる必要があり、大深度地下使用法の適用は効果的

～当初計画との比較～

延長	約1km 短縮
工期	約5ヶ月 短縮
工事費	約23.4億円 縮減

資料提供: 神戸市

27

## 東京外かく環状道路



[JCT・ICは仮称・供用区間は除く]

資料提供: 関東地方整備局

28

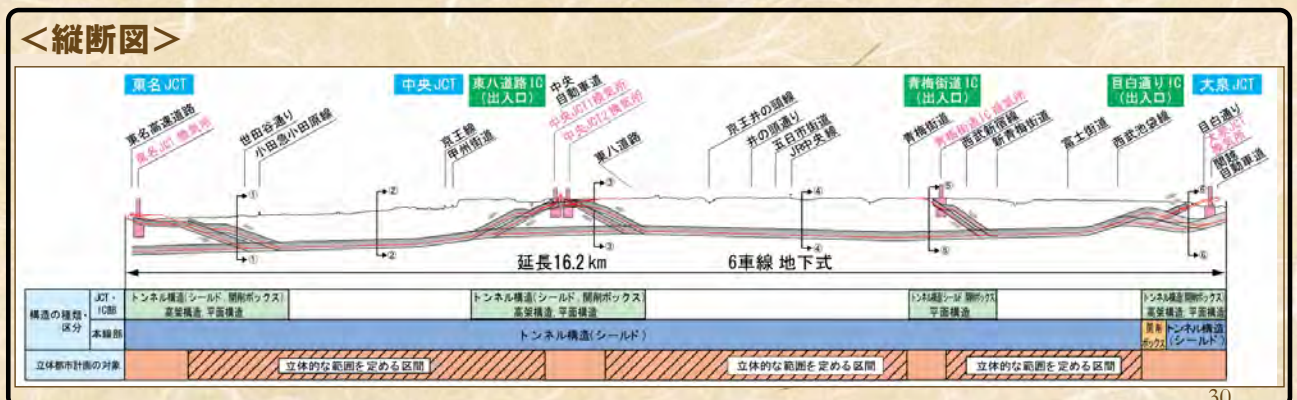


## ○ 外かく環状道路(東名高速～関越道間)の経緯

昭和41年 7月	都市計画決定(高架方式)
昭和45年10月	建設大臣がいわゆる凍結発言
平成13年 4月	地下構造とした場合の「計画のたたき台」公表
平成15年 3月	大深度地下の活用等の「方針」公表
平成17年 9月	計画の具体化に向けた「考え方」公表
平成17年10月	「計画概念図」公表
平成18年 6月	地下方式へ変更する都市計画案の公告・縦覧
平成19年1~2月	大深度法に基づく「事前の事業間調整」を実施
平成19年 4月	都市計画変更決定(地下方式)
平成19年12月	基本計画決定
平成21年 5月	整備計画決定
平成24年 4月	NEXCO中日本及びNEXCO東日本へ有料事業許可

29

## ○ 外環(東名高速～関越道間)の計画概要



30



# ○ 事業間調整について

## ■ 事業間調整とは

・事業間調整は、事業者が使用認可申請をしようとする際、事前に、事業の種類、事業計画の概要、概ねの事業区域等を記載した事業概要書を作成・公表し、他の事業者から事業の共同化、事業区域の調整等の申し出があった場合に、当該事業（者）間での調整を行うもの。

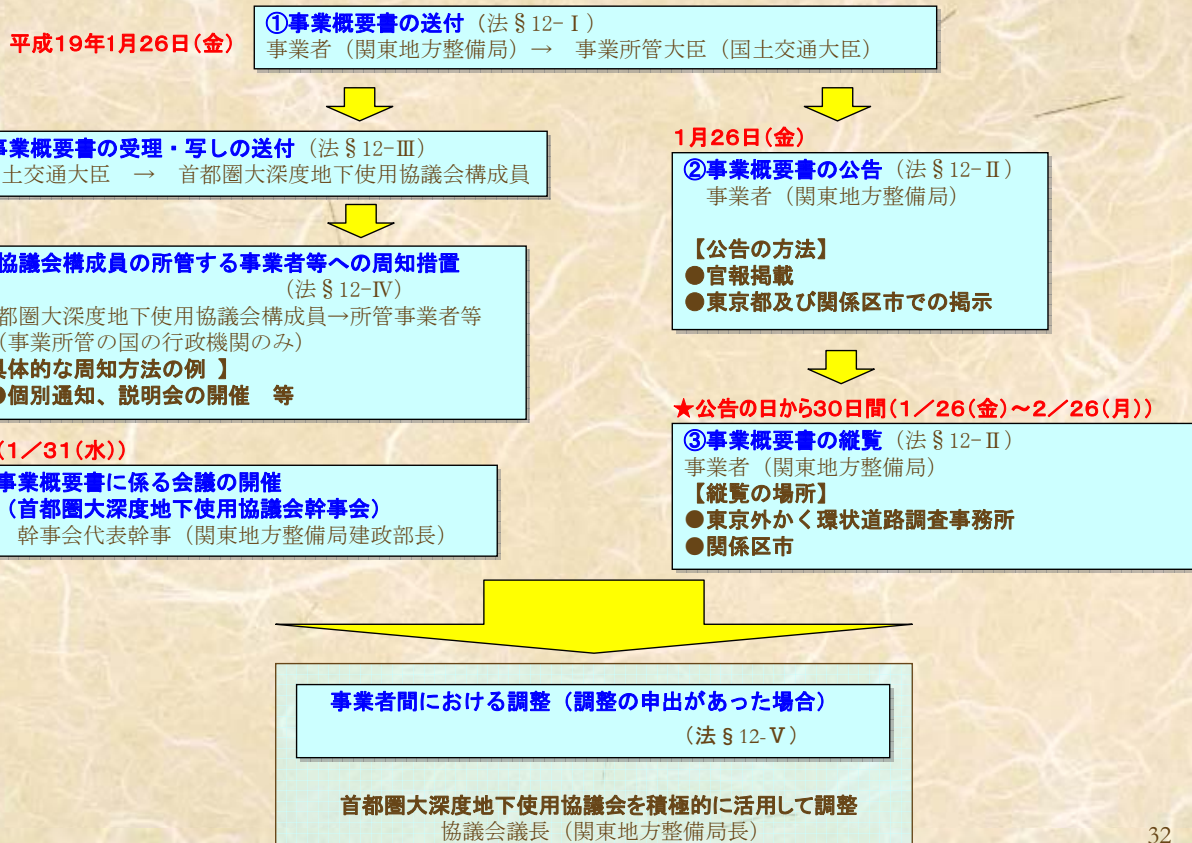
## ■ 事業間調整の対象となる事業

・法第4条に掲げる「公共の利益となる事業」(：大深度地下使用法の対象事業)  
(鉄道、河川、道路、電気、ガス、通信、上下水道等の事業)

## ■ 事業間調整を行う場

- ・法第7条に基づき設置されている大深度地下使用協議会における調整
- ・事業者同士の当事者間での調整

## 外環事業に係る事業間調整手続きの主な流れ





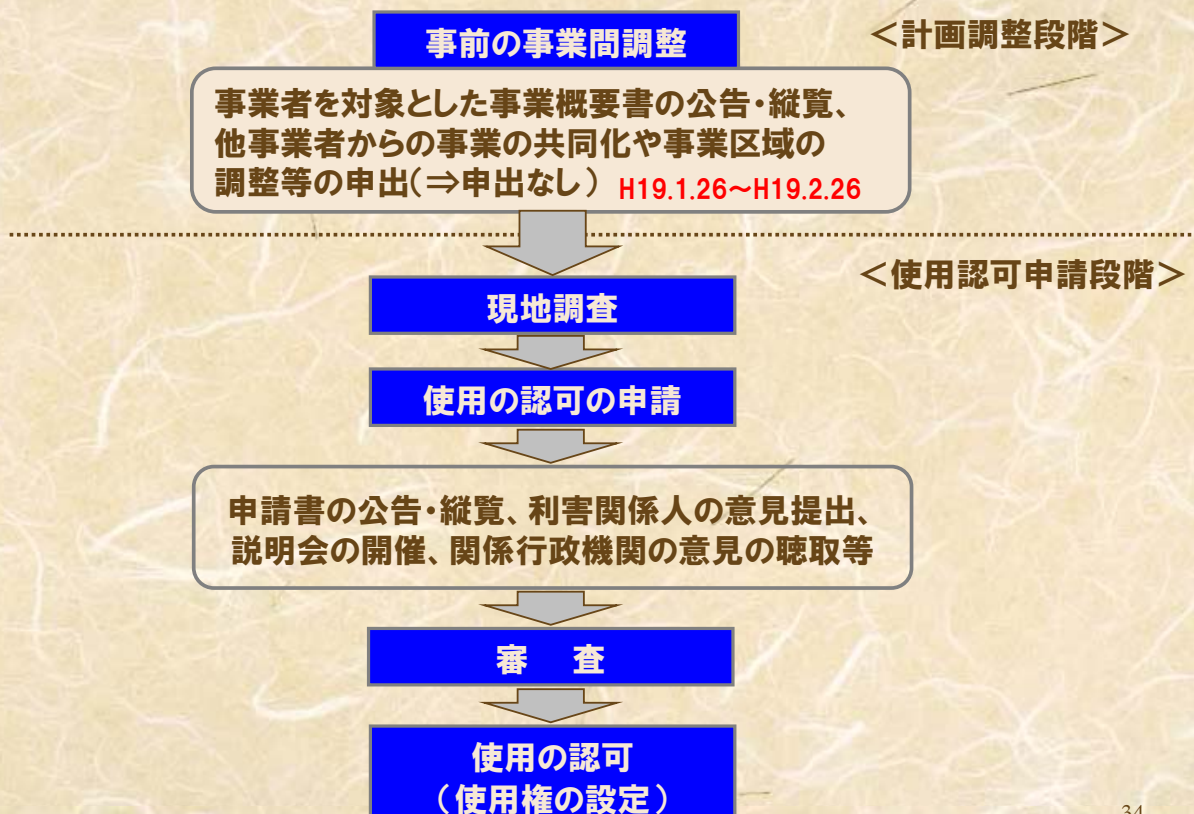
## ○ 外環(東名高速～関越道間)の計画概要

延 長	約16km
幅 員	40m～93m
道路の区分	第2種第1級(自動車専用道路)
車 線 数	6車線(本線部)
設 計 速 度	80km/時(本線部)
計 画 交 通 量	7.2万台/日～9.8万台/日 (供用開始時点を想定した平成32年の予測) 9.7万台/日～10.9万台/日 (幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した状態を 想定した平成42年の予測)
最小曲線半径	645m(本線部)
最急縦断勾配	4%(本線部)
出 入 口	3箇所
換 気 所	5箇所
構 造 形 式	地下式

出典:事業概要書(H19.1.26)

33

## ○ 外環の大深度地下使用法手続きの流れ



34